



確定申告や市県民税申告の医療費控除が変わりました！

**医療費控除の明細書が必要
です**

確定申告や市県民税申告において医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。これにより、領収書の添付や提示は不要となりますが、明細書の記載内容確認のため、税務署などが領収書の提示または提出を求めることがありますので、申告期限等から5年間は保管してください。

**保険者が発行する医療費通知
を活用できるように
しました**

「医療費のお知らせ」等の名称で保険者が発行する「医療費通知」を活用できるようになりました。医療費控除の明細書に専用の記載欄がありますので、通知に記載されている金額を記入してください。なお、医療費通知に含まれる分の領収書を、通知とは別にして合算することはできません。また、通知を活用する場合は原本の添付が必要ですのでご注意ください。

**医療費控除の特例(セルフメ
ディケーション税制)につい
て**

健康の保持増進や病気の予防を目的に、薬局等でスイッチOTC医薬品を購入した場合、医療費控除の特例を受けることができます。この特例と通常の医療費控除の併用はできません、申告後の変更もできませんのでご注意ください。

■要件

・平成29年1月から12月までに特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けていること

・前述の期間において、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、実際に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額(税込)が12,000円を超えること

※スイッチOTC医薬品とは医師によって処方される医薬品から、薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のことです。対象の医薬品か否かについては、パッ

ケージの識別マークや、領収書の印などで判別できます。



■控除額

スイッチOTC医薬品購入額(保険等による補てん分は除く)から12,000円を差し引いた金額(上限88,000円)

■添付または提示が必要となる書類

・セルフメディケーション税制の明細書(添付)
・予防接種や健康診断、各種検診を受けたことを明らかにする書類(添付または提示)
※必須内容①氏名 ②検診等を受けた年 ③事業を行った保険者、事業者もしくは市

区町村の名称、または診察を行った医療機関や医師の氏名書類の例

- ・インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書または予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健診の領収書または結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書または結果通知表

※結果通知表については検診結果部分を黒塗りまたは切り取りした写しでも差し支えありません。

市県民税申告相談会は、2月16日(金)〜3月15日(木)(土、日曜日除く)です。詳しい日程等は、広報しもつけ1月号13ページで確認してください。

**■問い合わせ先
税務課**

☎(32)8891
栃木税務署
☎02882(22)0885

**道路や公園などの破損状況
などをお知らせください**

市内の市道や公園などで破損箇所を見つけたら、市ホームページの道路・公園破損等通報フォームから現場写真を添付してお知らせください。現場写真にスマートフォンやデジタルカメラ等のGPSの位置情報を付けていただければ位置が特定しやすくなります。

また、台風・地震などの災害発生による公共施設の破損状況の通報にもご利用ください。市民の皆様から情報提供をいただくことにより、修繕等の対応を迅速に行うことができますようになります。ご協力よろしくお願ひします。

■情報提供の例

- ・道路に穴があいている。
- ・道路脇の樹木が倒れ道路をふさいでいる。
- ・公園の遊具が破損している。
- ・防犯灯が切れている。
- ・ごみが不法投棄されている。
- ・災害により公共施設が破損している。

**■問い合わせ先
建設課**

☎(32)8908